

■ 過疎地域の事業所が始める新たな事業を応援します!!

大町市過疎地域起業支援事業補助金(概要)

1 趣旨

過疎地域内(八坂・美麻)の産業振興と地域の活性化を図るため、当該地域内の事業所等(企業その他の団体)が新たな事業を始める場合に必要経費に対して補助金を交付します。

2 対象者

新規就業者に対し、技術の習得等を目的として研修を行い、又は研修を受けさせる事業所等であって、大町市創業支援協議会の相談窓口において起業のための指導を受け、かつ、市税等の未納のないもの

3 内容

(1) 対象経費

新規就業者に対する研修について事業所等が負担するもののうち、次の経費を対象とします。

- ア 賃金 研修期間中の賃金
- イ 研修費 研修に要する授業料、受講料、旅費及び光熱水費
- ウ 家賃 研修期間に要する家賃
- エ その他 市長が必要と認める経費

(2) 補助金の額

1 対象者当たり月額20万円

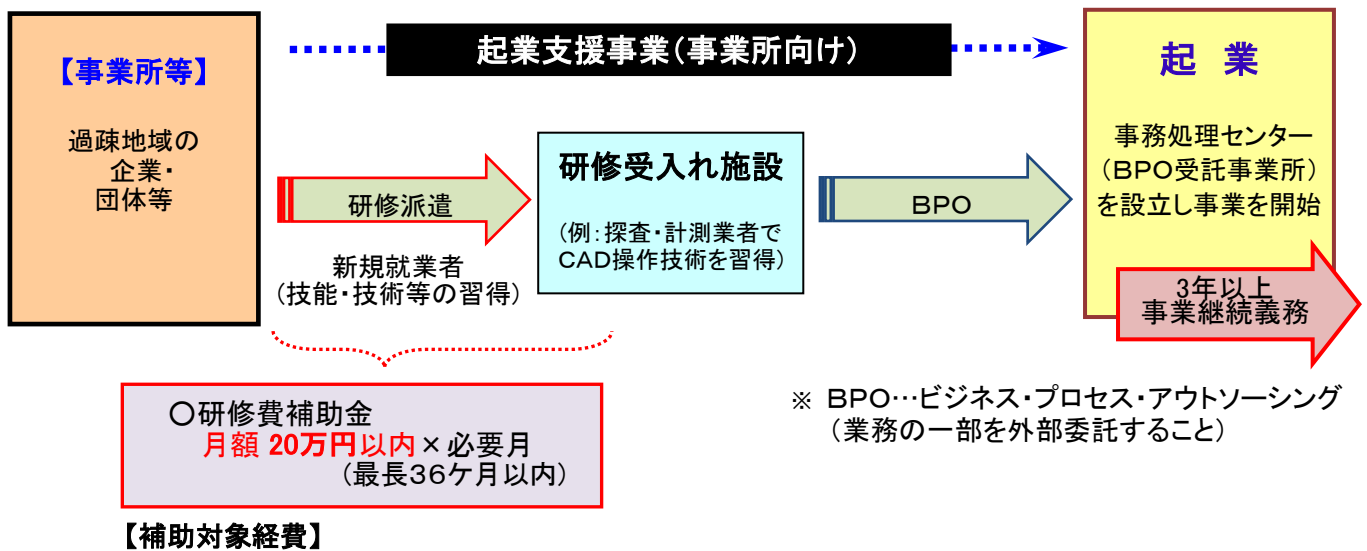
(3) 交付期間

3年を限度とします。(認定は、年度ごとに行います。)

(4) 交付の条件

- ア 研修の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- イ 研修終了後、遅滞なく起業し、3年以上継続すること。
- ウ 市、県等の他の制度に基づく補助を受けていないこと。

4 制度の仕組み (イメージ)



5 申請書類

(1) 申請書(様式1号) (2) 実施計画書(様式2号) (3) 収支予算書など

6 実績報告と補助金請求

補助対象事業が完了後、以下の書類を提出し、確定後、補助金の請求を行ってください。

(1) 実績報告書(様式6号) (2) 収支決算書 など

※事業期間中に補助金の交付を希望する場合には、概算払いのお手続きを行ってください。

【問い合わせ】

大町市八坂支所 総務係 〒399-7301 長野県大町市八坂1108番地1 TEL 0261-26-2001

大町市美麻支所 総務係 〒399-9101 長野県大町市美麻11810番地イ TEL 0261-29-2311